

議案第 33 号

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村  
総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合  
事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方  
自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方  
公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求め  
る。

平成 29 年 8 月 28 日提出

佐倉市長 巖 和 雄

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項に次の一号を加える。

十六 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付  
別表第二に次のように加える。

第三条第一項第十六号に掲げる事務

千葉市	銚子市	市川市	船橋市	館山市	木更津市	松戸
市	野田市	茂原市	成田市	佐倉市	東金市	旭市
習志	野市	柏市	勝浦市	市原市	流山市	八千代市
我孫子市	鴨川市	鎌ヶ谷市	君津市	富津市	浦安市	四街道市
南房総市	袖ヶ浦市	八街市	印西市	白井市	富里市	南房総市
酒々井	匝瑳市	香取市	山武市	いすみ市	大網白里市	酒々井
芝山町	町	栄町	神崎町	多古町	東庄町	九十九里町
長柄町	横芝光町	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町
長	南町	大多喜町	御宿町	鋸南町		

附 則

この規約は、平成三十年四月一日から施行する。